

いばらきの酒米生産振興緊急支援事業



～酒米を生産する農家の皆様を支援します～



茨城県産の酒造好適米の生産振興を通じた地酒づくりを推進するため、酒蔵と生産者の結びつきによる取組を支援します。

支援の対象品種

酒造好適米（五百万石、ひたち錦、美山錦、山田錦、若水及び渡船）
※「農産物規格規定」の「醸造用玄米」のうち、茨城県の産地品種銘柄

支援の内容

実施面積に応じて、20,000円/10a以内を支援します。

※要望額が本事業の予算額を超過する場合、単価の減額調整を実施します。

支援の要件

- ・茨城県内の酒蔵又は茨城県内の酒蔵に出荷を行う集荷業者と契約に基づいた生産をする。
- ※酒蔵が酒造好適米を自社で生産・醸造（委託を含む）した上で日本酒の販売を自ら行う場合も要件に該当します。
- ・県指定の「高品質安定生産に資する取組」を1つ実施する。

申請に必要な書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
👉 実施面積、交付対象面積、補助金の額を記入
- ② 事業実施計画書（様式第1号別紙）
👉 申請者の概要、高品質安定生産に資する取組等を記入
- ③ 出荷・販売に係る契約書の写し
👉 実施面積を記入の上、書面で締結



申請方法

申請者は申請に係る書類一式を2月16日（月）までに茨城県農業再生協議会事務局に提出してください。

留意事項

- ・ 契約は、交付申請前に書面にて締結してください。
- ・ 事業実施計画書、交付申請書、実績報告書等の書類の提出先は、茨城県農業再生協議会事務局です。
- ・ 提出書類は、郵送、持ち込み（事前連絡が必要）
FAX、電子メールにて受け付けます。
- ・ 事業内容に関する問合せ等の対応窓口は、茨城県農林水産部産地振興課となります。



事業スケジュール

令和8年2月16日(月)まで

申請者は交付申請書等を県農業再生協議会事務局へ提出

令和8年3月末まで

県から申請者へ交付決定通知を発出

令和9年3月末まで

申請者は酒米の生産及び出荷後、実績報告書を茨城県農業再生協議会事務局へ提出

実績報告書提出後、県から申請者へ補助金を振込

書類提出先

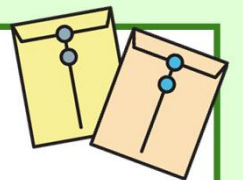
茨城県農業再生協議会事務局

（茨城県農業協同組合中央会県域営農支援センター内）

茨城県水戸市梅香1-1-4 茨城県JA会館3F

TEL:029-232-2115 FAX:029-232-3040

E-mail: suiden-chuo@ib-ja.or.jp



問合せ先

茨城県農林水産部産地振興課

TEL: 029-301-3921 E-mail: sansin2@pref.ibaraki.lg.jp



本事業については、産地振興課HPにて公開しています。

いばらきの酒米生産振興緊急支援事業

